**○関東地方整備局告示第三百十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百四十六号 | 神奈川県足柄上郡山北町向原字下本村二〇一六番五から同町向原字上本村一八五九番七（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年八月十七日

**○中国地方整備局告示第九十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

中国地方整備局長　丸山　隆英

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百九十号 | 山陽小野田市大字丸河内字小野田若山一〇四〇番八から同市大字小野田字小野田一二九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十七年八月十七日

# 国会事項

## 参議院

**質問主意書提出**

八月十三日議員から次の質問主意書が提出された。

朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二四〇号）

安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問主意書（小西洋之提出）（第二四一号）

# 人事異動

## 環境省

（地球環境審議官）

環境事務次官に任命する

（総合環境政策局長）環境事務官　関　荘一郎

地球環境審議官に任命する

（環境事務次官）　小林　正明

願に依り本官を免ずる

（水・大気環境局長）環境事務官　鈴木　正規

総合環境政策局長に配置換する

（大臣官房審議官）環境技官　三好　信俊

水・大気環境局長に昇任させる

（同）環境事務官　高橋　康夫

自然環境局長に昇任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　奥主　喜美

環境技官（放射性物質汚染対処技術統括官）に昇任させる

（放射性物質汚染対処技術統括官）環境技官　縄田　正

国土交通省に出向させる

（自然環境局長）同　吉崎　収

辞職を承認する

（内閣官房内閣審議官）内閣事務官　塚本　瑞天

環境事務官（大臣官房審議官）に転任させる

（九州地方環境事務所長）環境技官　中井徳太郎

大臣官房審議官に配置換する

（大臣官房秘書課長）環境事務官　亀澤　玲治

大臣官房審議官に昇任させる

（大臣官房審議官）環境技官　深見　正仁

内閣官房に出向させる

（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課長）環境事務官　早水　輝好

（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課長）環境事務官　米谷　仁

大臣官房秘書課長に転任させる

（大臣官房付）環境技官　立川　裕隆

総合環境政策局環境保健部環境安全課長に昇任させる

（総合環境政策局環境保健部環境安全課長）同　森下　哲

地球環境局総務課長に配置換する

（地球環境局総務課長）環境事務官　廣木　雅史

原子力規制委員会に出向させる

（在ドイツ日本国大使館参事官）外務事務官　木村　正伸

環境技官（大臣官房付）に転任させる

（国土交通省水管理・国土保全局防災課防災調整官）国土交通技官　宮武　晃司

環境技官（総合環境政策局総務課企画官）に転任させる

（総合環境政策局総務課企画官）環境技官　元永　秀

国土交通省に出向させる

（大臣官房総務課環境情報室長）同　富坂　隆史

辞職を承認する（以上七月三十一日）

（総合環境政策局環境経済課長）環境事務官　大熊　一寛

大臣官房付に配置換する

（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課広報室長）同　奥山　祐矢

総合環境政策局環境経済課長に昇任させる

（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長）環境技官　川又孝太郎

大臣官房付に配置換する

（大臣官房付）同　松田　和久

大臣官房総務課環境情報室長に昇任させる

（水・大気環境局総務課除染渉外広報室長）同　筒井　誠二

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長に配置換する

（独立行政法人水資源機構ダム事業本部ダム事業部担当課長）太田志津子

環境技官（総合環境政策局総務課環境研究技術室長）に採用する

（総合環境政策局総務課環境研究技術室長）環境技官　吉川　和身

水・大気環境局総務課除染渉外広報室長に配置換する

（大臣官房付）環境事務官　小森　繁

（同）環境技官　山本　郷史

原子力規制委員会に出向させる（各通）（以上八月一日）

（大臣官房総務課長）環境事務官　瀬川　俊郎

辞職を承認する（八月六日）

（水・大気環境局総務課長）環境事務官　近藤　智洋

大臣官房総務課長に配置換する

（自然環境局総務課長）同　江口　博行

水・大気環境局総務課長に配置換する

（地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長）同　川上　毅

自然環境局総務課長に昇任させる

（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長）同　庄子　真憲

大臣官房政策評価広報課広報室長に配置換する

（大臣官房政策評価広報課広報室長）同　田中　良典

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長に配置換する

（水・大気環境局大気環境課大気生活環境室室長補佐）環境技官　行木　美弥

水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長に昇任させる

（水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長）同　藤塚　哲朗

警察庁に出向させる（以上八月七日）